

疾病名、疾患群の変更について

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」の修正案

疾患群（案）	区分（案）	番号	疾病名（案）	疾病の状態の程度	備考
膠原病	皮膚・ 結合組織疾患		全身性強皮症	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合	より適切な名称へ変更する。
先天性代謝異常 →皮膚疾患	先天性ポルフィリン症		先天性ポルフィリン症	左欄の疾病名に該当する場合	より適切な疾患群へ移動する。